

カジノを含むIR整備法案審議に当たっての

「再々」要求事項

2018年6月12日

立憲民主党・国民民主党・無所属の会・日本共産党・自由党
＜阿部知子・稲富修二・中川正春・塩川鉄也・玉城デニー＞

- 質問者に真摯に向き合わない石井IR担当大臣の姿勢に抗議し、誠実な答弁を求める。
- 石井大臣も国民の理解を得られていないと認めている。法成立後のキャラバン宣伝などではなく、地方公聴会、中央公聴会、参考人質疑を含め、この法案審議において国民の声を聴くことを再度求める。
- 政府が6月5日に内閣委員会理事懇談会に提出した資料(①IRの経済効果と負の影響、②政省令事項、③「いわゆる重要論点」)に関しては、具体の中身の提示や審議が不十分な現時点でさえ、多くの問題が露呈した。その明確化と国民への周知が必要である。たとえば、
 - ・絶対値(上限値)なき施設面積規制
 - ・カジノ事業者による無利子貸し付け業務
 - ・カジノ管理委員会事務局のIR推進行政機関や事業者との一線を画した人事
 - ・利用者想定(日本人、海外旅行者)
 - ・違法性阻却の明確な根拠の不在など、その明確化が必要である。
- 251条にわたる法案のうち、上記①②及び与党協議で示されたという「③いわゆる重要論点」は、国民の知る権利の観点からの審議が必須である。
 - I 「カジノ規制」:カジノ施設規模、入場回数制限、本人確認方法
 - II 「カジノ事業者に係る公租公課等」:納付金の水準、納付金の使途、背面調査の実費徴収、入場料の水準
 - III 「カジノ管理委員会」:カジノ管理委員会規則(政省令事項331のうち229項目を占める)、
 - IV 「IR制度」:中核施設の要件・基準、立地市町村・周辺自治体との関係、開業までのプロセス

以上